

10月1日から

介護保険制度の一 部が 変更になります

現在、施設サービス利用者の居住費や食費は介護保険から支払われていますが、在宅サービス利用者との費用負担を公平にするために、施設サービス居住費・食費が利用者負担となります。

対象となる施設

- ・介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設

居住費や食費の負担限度額は、施設との契約により決まるため、施設により金額が異なります。

※ショートステイの居住費・

食費や、通所系サービスの食費についても保険給付の対象外となり、利用者負担となります。

利用者負担額の変更

低所得者対策を充実させるため、住民税世帯非課税者の負担段階が2つに分かれます（資料1）。

資料1

改 正 前

利 用 者 負 担 段 階	区 分
第1段階	本人及び世帯全員が住民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者、生活保護受給者
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税者
第3段階	本人のみが住民税非課税者及び本人が住民税課税者

改 正 後

利 用 者 負 担 段 階	区 分
新第1段階	本人及び世帯全員が住民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者、生活保護受給者
新第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税であって、合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の人
新第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税であって、利用者段階第2段階以外の人
新第4段階	本人のみが住民税非課税者及び本人が住民税課税者

資料2

低所得者の居住費及び食費の負担限度額（1日当たり／単位円）

	○特別養護老人ホーム、○短期入所生活介護				○介護老人保健施設、○介護療養型医療施設、 ○短期入所療養介護				食 費	
	居 住 費				食 費	居 住 費				
	ユニット型 個室	ユニット型 準個室	従 個 型 室	多 床 室		ユニット型 個室	ユニット型 準個室	従 個 型 室		
新第1段階	820	490	320	0	300	820	490	490	0	300
新第2段階	820	490	420	320	390	820	490	490	320	390
新第3段階	1,640	1,310	820	320	650	1,640	1,310	1,310	320	650

※新第4段階以上は、施設の契約により決まります。

資料3

改 正 前

利 用 者 負 担 段 階	自 己 负 担 の 上 限 額
第1段階	15,000円
第2段階	24,600円
第3段階	37,200円

改 正 後

利 用 者 負 担 段 階	自 己 负 担 の 上 限 額
新第1段階	15,000円
新第2段階	15,000円
新第3段階	24,600円
新第4段階	37,200円

低所得者の減免

低所得者の人の施設利用が困難にならないように、新所得段階、第3段階までの方の利用者負担について、一定額以上は保険給付され

るため、これらの方々は、所得に応じた負担限度額までを自己負担することになります。（特定入所者介護サービス費、資料2）

高額介護サービス費

月々の介護サービスを利用したときに支払う1割の利用者負担の合計額が、所得に応じて上限額を超えた場合は、高額介護サービス費として後から払い戻されます。今回、新第2段階の方の上限額が変わります。（資料3）

※対象者はお知らせしますので、領収書の写しを添付のうえ、申請してください。

詳しくは熊野町ホームペー
ジをご覧いただくか、福祉
課までお問い合わせください。

問合せ先

福祉課

高齢者福祉係

TEL
820-5605

(福祉課)